平成 24 年５月 16 日

各　　位

会　　社　　名　株式会社ヤマノホールディングス
代　表　者　名　代表取締役社長
兼最高執行責任者　山 野　義 友
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号　7571　）
問い合わせ先　取締役常務執行役員
管理本部長　　金 木　俊 明
電　話　番　号　０３－３３７６－７８７８

株式の併合に関するお知らせ

当社は、平成24年５月16日開催の取締役会において、平成24年６月28日に開催を予定している第26回定時株主総会に、「普通株式併合の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．株式併合の目的

当社は、平成21年３月より約２年半の間に、財務基盤の強化、事業資金及び事業拡大に向けた資金調達を目的として、第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを実施し、総額で約４億円を調達いたしました。このため、平成21年３月末時点での当社普通株式の発行済株式総数は22,388,858株でありましたが、12,108,200株増加し、現在においては普通株式の発行済株式総数が34,497,058株となっております。

上記エクイティ・ファイナンスを実施した結果、当社の財務基盤は強化され、事業再編や構造改革等、経営効率の向上に鋭意努めたことにより、業績は著しく回復いたしました。その一方で、当社株式の時価総額に対する発行済株式総数の比率は、大阪証券取引所ジャスダック市場の時価総額百万円あたりの上場株式数1.1千株に対し、当社は約17倍にあたる19.6千株と非常に高い割合となっております。（いずれも平成24年３月30日現在。）

今般の株式併合の目的は、過剰となっている当社発行済株式総数を適正化することにありますが、後述のとおり単元株式数は変更しないため、普通株式併合に伴う当社株式の保有機会の逸失等の影響を考慮し、２株を１株に併合することといたしました。

また、現状の当社株価水準では相対的に株価変動率も大きくなり、株主の皆様方、一般の投資家の皆様方に与える影響も大きくなっております。今般の株式併合により理論的にはその併合比率に見合って当社株価が上昇することでこの状況が改善されるとともに、１株当たり諸指標についても当社の状況に即しわかりやすく表示されるものと考えております。

なお、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」にて、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に100株に集約することを目指していることを公表しておりますことから、単元株式数は現状の100株のまま変更をしないものといたします。

２．株式併合の内容

（１）併合の方法

平成24年８月１日をもって、平成24年７月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に普通株式２株につき１株の割合をもって併合します。ただし、本株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条に基づき、売却又は買取りを実施し、その代金に端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配します。

（２）併合する株式の種類

当社普通株式

（３）株式併合により減少する株式数

株式併合前の当社発行済株式総数（平成24年３月31日現在）	普通株式 Ａ種優先株式 Ｂ種優先株式	34,497,058株 1株 1株
今回の併合による減少株式数　※１	普通株式	17,248,529株
株式併合後の当社発行済株式総数	普通株式 Ａ種優先株式 Ｂ種優先株式	17,248,529株 1株 1株
株式併合後の発行可能株式総数　※２	普通株式 Ａ種優先株式 Ｂ種優先株式	68,000,000株 50株 50株

※１．上記併合による減少株式数は、発行済株式総数に株式併合割合を乗算した理論値です。

※２．平成24年６月28日開催予定の第26回定時株主総会において、「定款一部変更の件」議案が承認されることを条件としております。

（４）株式併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成24年３月31 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、平成24年３月31日現在の普通株式における当社株主構成では、総株主数3,601名のうち、併合前の保有株式数が２株未満の株主様38名（その所有株式数の合計は38株）が保有機会を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有することとなる株主様は、会社法第192条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。また、同じく当社定款第９条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数を併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を請求することができます。

平成24年３月31日現在の当社株主構成（普通株式）		
	総株主数　（割合）	発行済株式総数　（割合）
総株主数及び発行済株式総数	3,601名　（100.0%）	34,497,058株（100.0%）
２株未満	38名　（1.0%）	38株　（0.0%）
２株以上	3,563名　（99.0%）	34,497,020株　（99.9%）

（５）株式併合の条件

平成24年６月28日開催予定の第26回定時株主総会にて「普通株式併合の件」が承認可決されることを条件としております。

３．株式併合の日程

（１）取締役会決議	平成24年５月16日
（２）株主総会決議日(特別決議)	平成24年６月28日（予定）
（３）株式併合公告日(官報及び電子公告)	平成24年６月29日（予定）
（４）株式併合基準日	平成24年７月31日（予定）
（５）株式併合の効力発生日	平成24年８月１日（予定）

※会社法の規定により基準日となる平成24年７月31日の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に本株式併合を行います。

４．株式併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

今回の株式併合は、資本金及び資本準備金の額の減少及び過年度の欠損金填補と同時に行うものであり、実質的には株式数の減少を伴う減資を行うものです。株主の皆様からお預かりした払込資本を減少させることは株主の皆様に対して誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。

しかしながら、これら全てを同時に行うことにより、当社の財務基盤が健全化されるとともに、今後の配当等を含む機動的かつ柔軟な資本政策を見据えた財務環境が整うものと考えております。

上記のような経緯による株式併合でございますが、保有株式数が２株未満の株主様につきましては、株式の併合によりその保有機会を失うこととなり、また、保有株式数が単元未満となる株主様につきましては、株式の併合により売買機会や議決権の行使機会を失いますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、今後とも経営基盤の一層の強化により株主価値の増大に努め、株主並びに投資家の皆様のご期待に応えてまいる所存でございますので、何卒ご理解とご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

（ご参考）

１．当社が実施している株主優待制度につきましては、株式併合後においても株主様の権利を損なうことがないよう、株主優待贈呈の基準となる保有株式数を併合比率に応じて変更する予定です。

２．株式併合の効力発生を条件として、定款上の発行可能株式総数を変更する予定です。
今回の取締役会決議における定款の一部変更については、本日付で開示しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上